

第12回遊びのプログラム等に関する専門委員会 主な指摘事項等

○日時：2018年(平成30年)3月23日(金) 15:30～17:30

○場所：厚生労働省12階 子ども家庭局会議室5

○議事

(1) 児童館ガイドラインの見直し等について

【第1章 総則】

○「3 施設特性」の「(1) 施設の基本特性」では、「①子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる」と記載されているが、就学前の子どもの利用は保護者同伴を原則とする児童館が一般的であり、「ひとりでも…」という表現は「乳幼児もひとりで利用できる」というように誤解されないか。

○虐待等によりひとりで逃げ込んで来た子どもも児童館は受け入れるという意図であって、保護者が子どもだけひとり置いていくという意味に取れてしまうとすれば、表現の修正は必要ではないか。

○「4 社会的責任」に「児童館が与える社会的影響を常に意識し、その影響に責任を持つ事が必要である。そして社会から道義的、道徳的に疑問を持たれないような適切な意思決定を行えるよう取り組む事が求められる。」と盛り込めないか。

【第4章 児童館の活動内容】

○「2 子どもの居場所の提供」の(3)「児童館を利用した経験のある若者を支援したり、…」の表現は、児童館の新たな若者支援に波及するのではないか。

○「児童館を利用した経験のある若者」の記載は、18歳以上の人たちの対応等について踏み込むことになるので慎重な検討が必要ではないか。

○「4 配慮を必要とする子どもの対応」の(1)では、障害のある子どももほかの子どももお互いに協力しながら活動できるよう配慮をすることが重要である。

○「4 配慮を必要とする子どもの対応」の(2)の「家庭や友人関係等に悩みや問題…」の「問題」は「課題」とするほうがいい。

○「5 子育て支援の実施」の(1)の①は、地域子育て支援拠点事業の事業内容の表記に沿って「自由に交流できる場を提供し、交流を促進するよう…」とする。

○「7 ボランティア等の育成と活動支援」の(3)「地域住民がボランティア等として児童館の活動に参加できる場を提供し…」を、児童館の活動を通して地域の中でもボランティアが活躍するような表現にできないか。

【第5章 児童館の職員】

○「1 児童館活動に関する職務内容」「2 児童館活動に含まれる運営に関する業務」と「3 館長の職務」「4 児童厚生員の職務」の関係がわかりにくい。

○事務や受付の職員も利用者に関わることがあるため、館長と児童厚生員以外の職員についての記述があってもいいのではないか。

○「児童館の職員」に「子どもの主体的な活動ができるような環境整備をすること。さらに、子どもの実態、状況をよくつかみ、子どもの代弁者として、地域や保護者に発信していくこと。」を明記したい。

○「アドボカシー」「アドボケート」は、福祉の役割として大事なことである。

○子どもが意見表明できるように支援することは、権利擁護として大切な仕事である。

【第7章 子どもの安全対策・衛生管理】

○「4 防災・防犯対策」の「(1) マニュアルの策定」に、災害時における「地域防災協議会」との有機的な連携や「地域防災計画」との関係を明記したほうがいい。

○「地域防災計画」は、災害対策基本法に基づいて都道府県・市区町村が策定するもの、「地域防災協議会」は独自に自治体が設置しているもので位置付けが違い、どのように普遍化するのか。

○「(4) 災害発生時には…」の記載について、児童館が地域の避難所になることはあるが、すべての児童館に求められるわけではない。

○児童館が避難所になると、本来の子どもの遊び場、居場所の機能として再開できなくなるため、発災時に児童館がどのような役割を果たすか一緒に考える必要がある。

【第8章 家庭・学校・地域との連携】

○「3 地域及び関係機関等との連携」に記載のあった「要保護児童対策地域協議会に参加すること」がなくなっているが、児童館はステークホルダーとして要保護児童対策のネットワークに入っていたほうがいい。

【第9章 大型児童館の機能・役割】

○3の「(1) 都道府県内児童館で活用できる各種遊びの内容や、指導技術を開発し、普及させ…」では、遊びの開発に関する事だけのような印象を受けるので、「都道府県内の健全育成の現状を把握し、その課題解決のために必要な先駆的児童館事業を展開する。」という内容の文章を入れてはどうか。

○こどもの城閉館後、大型児童館に新しいものを発信する機能が期待されている。

(2) その他について

【「児童館ガイドラインの見直し等に係る検討項目・指摘事項」(資料3-1)の記載内容について】

○「3 児童館の活動内容」の「(2) 子どもの居場所の提供」の指摘事項に「学校に行けない中・高校生世代に…」とあるが、「行けない」だけでなく、中学を卒業して働いている方等も含む「学校に行っていない」という意味である。

○「3 児童館の活動内容」の「(8) 配慮を必要とする子どもの対応」の指摘事項の「子どもの中には、障害のある子どもや日本語が話せない、読めない子どももいる。」というダイレクトな表現は配慮したほうがいい。